

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

周南市長 藤井律子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和 5 年 10 月 27 日（金）午前 11 時頃、周南市坂根町の市道坂根町 1 号線を走行中の車両が、コンクリート舗装片を跳ね上げ、リアバンパーを損傷した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥ 46,397 -

2 専決処分の年月日

令和 5 年 11 月 15 日